

新型コロナウイルス感染症対策に関する支援等

※掲載情報は、8月26日時点のものです。最新の情報は、お問い合わせください。

- 生活支援 -

自宅療養者等へ

買い物補助・買い物代行支援事業

ネットスーパーで購入した食料品や日用品の配送費を補助する買い物補助と、ネットスーパーを利用することが困難な方に対し、電話等で注文を聞き取り、自宅に品物をお届けする買い物代行を実施しています。詳しくはお問合わせください。

問合先 配送費の補助に関しては

地域包括ケア推進課 ☎(267)1160

買い物代行に関しては

社会福祉協議会 ☎(248)2667

市 HP もご確認ください▶



新型コロナウイルス感染症対応

休業支援金・給付金

対象 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和4年1月1日～令和4年9月30日までに事業主が休業させた中小企業の労働者及び大企業のシフト労働者等のうち、休業期間中の賃金(休業手当)の支払いを受けることができなかった労働者(雇用保険被保険者ではない方も対象)

給付額 休業前賃金の80%(休業実績により算出。日額上限あり)

申請期限 休業期間が令和4年1月～6月の方は9月30日まで、休業期間が令和4年7月～9月の方は12月31日まで

問合先 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120 (221) 276

(受付時間 月～金 8:30～20:00/土日祝 8:30～17:15)

※必要書類など詳細は厚生労働省

HP をご確認ください▶



中小企業者等の方へ

伴走支援型特別保証制度

一定の要件(売上減少 15%以上等)を満たした中小企業者等に対し、金融機関による継続的な伴走支援を受けること等を条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げます。

保証限度額 6,000万円 **保証期間** 10年以内

措置期間 5年以内 **金利** 金融機関所定

保証料率 0.2%(国による補助前は原則 0.85%)

保証人 代表者は一定要件を満たせば不要(代表者以外の連帯保証人は原則不要)

要件 売上げが 15%以上減少していること等

問合先 中小企業金融相談窓口

☎0570(783)183(受付時間: 平日の9:00～17:00)

※詳細は中小企業庁 HP をご覧ください▶



家計急変世帯の方へ

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

対象 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和4年1月以降の収入が減少し、「住民税非課税相当」の収入となった世帯。(既に本給付金の支給を受けた世帯は原則対象になりません。)

給付額 1世帯あたり10万円

申請期限 9月30日まで

問合先 高石市臨時特別給付金実施本部窓口コールセンター ☎(275) 6539

(受付時間 平日 9:00～17:30)

※必要書類など詳細は市 HP をご確認ください▶



申請期間が延長されました

生活困窮者自立支援金・緊急小口資金等の特例貸付・住居確保給付金

住居確保給付金は、休業等に伴う減収の場合の再支給についてのものです。

申請延長期間 いずれも9月30日まで

問合先 緊急小口資金等の特例貸付 社会福祉協議会 ☎(261)3656

生活困窮者自立支援金 社会福祉協議会 ☎(248)2667

※生活困窮者自立支援金の必要書類など詳細は市 HP をご確認ください▶

住居確保給付金 社会福祉課 ☎(275)6283

※住居確保給付金申請方法等の詳細は市 HP をご覧ください▶

